愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議　設置要綱

（設置）

第１条　八幡浜・大洲構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

(1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項

(2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項

(3) 医療計画に関する事項

(4) その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、各構想区域において次に掲げる者のうちから愛媛県南予地方局長が委嘱し、又は任命する。

一　郡市医師会の代表者

二　歯科医師会の代表者

三　薬剤師会の代表者

四　看護関係者の代表者

五　介護関係者の代表者

六　医療機関の代表者

七　保険者の代表者

八　市町の代表者

九　八幡浜保健所長

十　その他議長が必要と認めた者

２　調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

４　議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

（任期）

第４条　調整会議の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。
２　議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。
３　議長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、意見を聞くことができる。
（代理出席）
第６条　委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
２　代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
３　第１項の代理者は、委員とみなす。
（事務局）
第７条　調整会議の事務局は、愛媛県八幡浜保健所企画課に置く。
（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県南予地方局長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 27 年６月 12 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年９月２日から施行する。